

なごみ訪問リハビリテーション 重要事項説明書

＜訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション＞

当事業所は介護保険の指定を受けています。

当事業所はご契約者に対して（介護予防）訪問リハビリテーションサービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当事業所の訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションは、原則として要介護認定の結果「要支援」及び「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも利用は可能です。

◆◆◆ 目次 ◆◆◆

1. 事業者	1P
2. 事業所の概要	1P
3. 事業実施地域及び営業時間	2P
4. 職員の体制	2P
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	2P
6. サービスの利用に関する留意事項	7P
7. 利用を中止していただく場合	7P
8. 事故発生時の対応について	8P
9. 衛生管理等について	9P
10. 虐待の防止について	9P
11. 苦情の受付について	9P
12. 身体拘束の廃止について	10P
13. 業務継続に向けた取組について	10P
14. ハラスメント対策について	10P
15. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について	11P
16. 個人情報の取り扱いについて	11P
17. 損害賠償について	11P

1. 事業者

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人あけぼの会 |
| (2) 法人所在地 | 秋田県大仙市大曲船場町1丁目1番4号 |
| (3) 電話番号 | 0187-86-0511 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 北 條 康 之 |
| (5) 設立年月 | 平成24年5月30日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション |
| (2) 事業所の名称 | なごみ訪問リハビリテーション |
| (3) 事業所の所在地 | 秋田県大仙市大曲船場町1丁目1番4号 |
| (4) 電話番号 | 0187-86-0511 |
| FAX | 0187-86-0505 |
| (5) 施設長(医師) | 北 條 康 之 |
| (6) 開設年月 | 平成24年6月1日 |
| (7) 介護保険事業者番号 | 0570821124 |
| (8) 当事業所の基本理念 | 「人間の幸せに役立つ施設は必ず繁栄する」という理念を基に、
「質の高いサービスを提供し、施設のわがままを利用者に押しつけない」サービスの基本精神を実行します。 |
| (9) 当事業所の運営方針 | ①事業の提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行います。
②事業の提供にあたっては、事業所は自らその質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。
③事業の提供にあたっては、医師の指示並びに訪問リハビリテーション計画又は介護予防訪問リハビリテーション計画(以下、「訪問リハビリテーション計画等」という。)に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に行います。
④事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要とされる事項等について理解しやすいよう説明を行います。
⑤事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
⑥「気持ちの良いねむりとすがすがしい朝を迎えるために」を職員のモットーにしてサービス提供に努めます。 |

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 大仙市(旧大曲市を基本とし、それ以外の地域は応相談)
横手市(旧横手市を基本とし、それ以外の地域は応相談)

(2) 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日まで ※土・日曜日及び12月31日～1月3日、 大曲花火大会当日は休業とします。
営 業 時 間	9時00分～17時30分

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	職員数	備 考
管理者	1人	他事業所と兼務
理学療法士又は作業療法士、 言語聴覚士	1人以上	

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、以下の場合があります。

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、介護保険から給付(ご契約者負担:1割～3割)されます。

〈サービスの概要〉

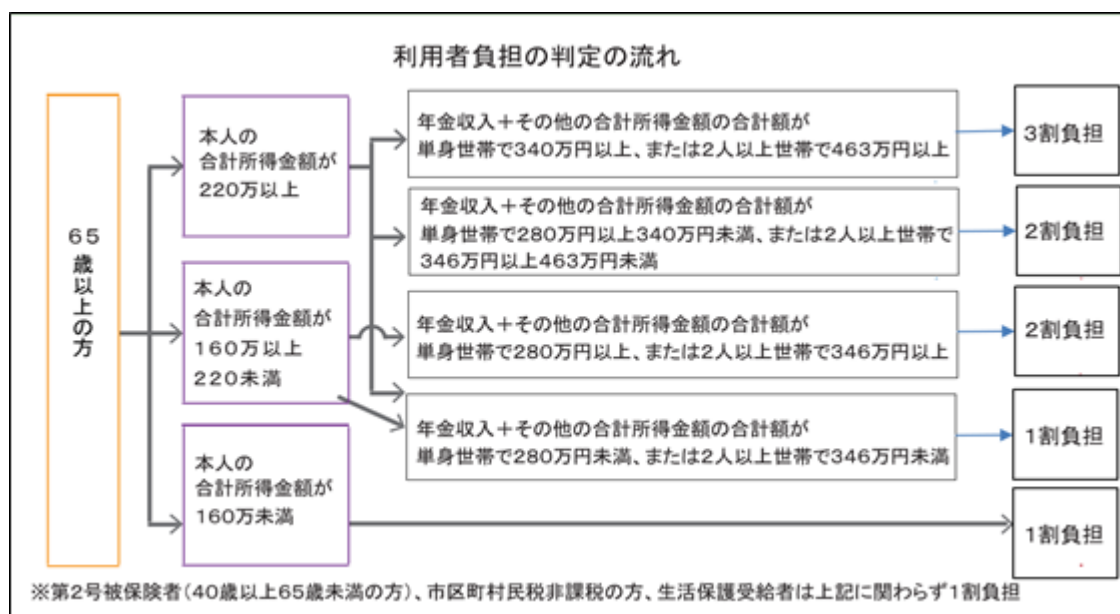
訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士等リハビリスタッフによって作成される訪問リハビリテーション実施計画書及び介護予防訪問リハビリテーション実施計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行います。

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画(ケアプラン)がある場合には、それを踏まえた訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画に定められます。

<サービス利用料金(1回あたり)>

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

*** 負担割合は以下のように判定されます。**



<(介護予防)訪問リハビリテーション>

介護度	サービス費	自己負担分	
要支援1～2	2,980円	1割	298円
		2割	596円
		3割	894円
要介護1～5	3,080円	1割	308円
		2割	616円
		3割	924円

＜サービス提供体制強化加算＞

サービス費		自己負担(日額)		算定要件
I	60円	1割	6円	・勤続年数7年以上の者が1人以上
		2割	12円	
		3割	18円	
II	30円	1割	3円	・勤続年数3年以上の者が1人以上
		2割	6円	
		3割	9円	

＜短期集中リハビリテーション実施加算＞

サービス費		自己負担(日額)		算定要件
2,000円		1割	200円	1. 退院・退所日又は新たに要介護認定を受けた日から3月以内 2. 1週につきおおむね2回以上、1回あたり20分以上の個別リハビリテーションを実施
		2割	400円	
		3割	600円	

＜認知症短期集中リハビリテーション実施加算（介護のみ）＞

サービス費		自己負担日額		算定要件
I	2,400円	1割	240円	認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、退院・退所又は訪問開始日から3月以内の間に、リハビリテーションを集中的に実施
		2割	480円	
		3割	720円	

＜リハビリテーションマネジメント加算＞

サービス費		自己負担(月額)		算定要件
イ	1,800円	1割	180円	1. リハビリテーション会議を開催 2. 医師がご利用者又はご家族に対して説明し同意を得る 3. 3か月に1回以上会議を開催し計画を見直す 4. 介護支援専門員に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、ご利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点の情報提供 5. 「他の指定居宅サービス事業者と共に居宅へ訪問し、当該スタッフに対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫への指導及び日常生活上の留意点への助言」か「ご家族に対し、介護の工夫への指導及び日常生活上の留意点への助言」 6. 記録の整備 7. 医師の指示を受けたセラピストがリハビリ計画等について医師の代わりに説明し、同意を得るとともに、説明した内容等を医師へ報告
		2割	460円	
		3割	690円	

口	2, 130円	1割	213円	リハビリテーションマネジメント加算イの要件に加え、利用者ごとのリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために実用な情報を活用していること
		2割	426円	
		3割	639円	
※	2, 700円	1割	270円	医師が利用者又は家族に説明した場合、左記金額が加えられる。
		2割	540円	
		3割	810円	

<口腔連携強化加算>

サービス費	自己負担（回）		算定要件
500円	1割	50円	事業所の理学療法士等が口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合、1月に1回に限り算定
	2割	100円	
	3割	150円	

<計画診療未実施減算>

サービス減算費	減算額(1回)		算定要件
-500円	1割	-50円	※医師がリハビリ計画の作成に係る診療を行わなかった場合には、例外として下記を要件として、訪問リハビリを提供できる ①利用者が当該事業所とは別の医療機関の医師による計画的な医学的管理を受けている場合であって、当該事業所の医師が、計画的な医学的管理を行っている医師から、当該利用者に関する情報提供を受けていること ②当該計画的な医学的管理を行っている医師が適切な研修の終了等をしていること ③情報提供を受けた(介護予防)訪問リハビリ事業所の医師が、当該情報を踏まえ、リハビリ計画を作成すること
	2割	-100円	
	3割	-150円	

<退院時共同指導加算>

サービス費	自己負担（回）		算定要件
6, 000円	1割	600円	事業所の理学療法士等が医療機関の退院前カンファレンスに参加し、共同指導を行った場合、当該退院につき1回に限り算定
	2割	1, 200円	
	3割	1, 800円	

＜移行支援加算＞

サービス費	自己負担日額		算定要件
170円	1割	17円	・評価対象期間において訪問リハビリテーションの提供を終了した者のうち、指定通所介護等を実施した者の占める割合が5%を超えている ・評価対象期間中に訪問リハビリテーションの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内に、通所リハビリテーション終了者に対して、電話等により実施状況を確認・記録 ・リハビリテーション終了者が指定通所介護等の事業所へ移行するにあたり、利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供 ・12を利用者の平均利用延月数で除して得た数が25%以上 ・リハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提出
	2割	34円	
	3割	51円	

＜12月超減算（予防のみ）＞

サービス減算費	減算額(月額)		算定要件
-300円	1割	-30円	利用者に対して、介護予防訪問リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて介護予防訪問リハビリテーションを行う場合
	2割	-60円	
	3割	-90円	

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

☆通常の事業の実施地域を超えて行う交通費については以下のとおりです。

区分(片道の距離) ※実施地域を超えてからの距離	備考
5km 未満	200円
5km 以上10km 未満	400円
10km 以上、以下5km 増すごとに200円を加算、消費税は別途	

(3) 利用料金のお支払い方法

利用料金については、毎月11日に請求書を郵送し、原則、口座振替となります。

「預金口座振替依頼書」に指定口座をご記入の上、ご提出ください。

※引落日は毎月27日(金融機関が休日の場合は翌営業日)となります。

※引落日前日までに預金口座への入金をお願いします。

(4) 利用契約違反

本契約は、ご契約者と施設の信頼関係で成立しますが、2ヶ月以上利用料の滞納があった場合は、契約違反とみなし、利用をお断りします。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者
に依頼することはできません。

② (介護予防)訪問リハビリテーションサービスの実施に関する指示・命令

訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションサービスの実施に関する指示・
命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問リハビリテーション及び介護予防訪問
リハビリテーションサービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するもの
とします。

(2) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができな
い場合には、サービスの内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの
内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(3) 訪問職員の禁止行為

訪問職員は、ご契約者に対する訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション
サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① ご契約者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受② ご契約者の家族等に対する訪問リハビリテーションサービスの提供③ ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動④ その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為 |
|--|

7. 利用を中止していただく場合

当事業所との契約では契約が終了する期日は特に定めておりません。従って、以下のような事
由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当する
に至った場合には、当事業所との契約は終了し、ご契約者に利用を中止していただくことになり
ます。

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ② 事業者が解散・破産した場合又はやむを得ない事由により事業者を閉鎖した場合
- ③ 事業者の滅失や重大な棄損により、ご契約者に対するサービス提供が不可能な場合
- ④ 事業者が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から利用中止の申し出があった場合
- ⑥ 事業者から利用中止の申し出を行った場合

(1)ご契約者からの利用中止の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者からの利用の中止を申し出ることができます。

諸事情で利用中止を希望される方は、前もって担当職員までご連絡下さい。

ただし、以下の場合は即時に契約を解約・解除し、利用を中止することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問リハビリテーションを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2)事業者からの利用中止を申し出る場合

以下の事項に該当する場合には、利用を中止していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者によるサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、また督促後も10日以内にお支払いの無い場合
- ③ ご契約者が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合、また事業所の留意事項や同意内容を遵守されない場合
- ④ ご契約者が病院又は診療所に入院した場合
- ⑤ ご契約者が指定介護老人福祉施設または介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
- ⑥ 当事業所において定期的実施される評価において、心身状況等から利用の継続が適切でないと判断された場合

8. 事故発生時の対応について

- (1)当事業所では、万一事故が発生した場合、直ちに管理者・医師に連絡し、生命回復・健康回復のため、最善の措置を講じます。
- (2)当事業所では、速やかに身元引受人等緊急連絡先に連絡し、状況及び経緯について誠意をもって説明いたします。
- (3)事故の内容に応じ関係諸機関への報告および「事故(被災)報告書」を提出します。

仙北地域振興局福祉環境部		大仙市大曲上栄町13-62 0187-63-3403
保険者	大曲仙北広域市町村圏組合介護保険事務所	大仙市高梨字田茂木10 0187-86-3910

秋田県平鹿地域振興局福祉環境部		横手市旭川 1 丁目 3-46 0182-45-6137
保険者	横手市市民福祉部高齢ふれあい課	横手市中央町 8-2 0182-35-2134

※上記以外は、各保険者

9. 衛生管理等について

従業者の清潔の保持及び健康状態についての必要な管理、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めます。

また事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じています。

- (1) 事業所における感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (2) 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施しています。

10. 虐待の防止について

当施設では、虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待防止法」に基づき、以下の対応を講じています。

- ① 虐待の未然防止
- ② 虐待等の早期発見
- ③ 虐待等への迅速かつ適切な対応
- ④ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置
- ⑤ 虐待の防止のための指針の策定
- ⑥ 虐待の防止のための従業者に対する研修の実施
- ⑦ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の配備

11. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

* 当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

* また、ご意見箱を当施設内3カ所に設置しています。

- 苦情解決責任者 管 理 者 北 條 康 之
- 苦情受付窓口 支援相談員 武藤 綾・伊藤 章吾・木内 麻衣子・高橋 啓太
伊藤 盛一・佐々木 綾耶・原 美伸
- 受付時間 9:00～17:00（日・祝日を除く）

(2)行政機関その他苦情受付機関

秋田県福祉サービス相談支援センター		秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館2階 TEL 018-864-2726 FAX 018-864-2742
秋田県国民健康保険団体連合会		秋田市山王四丁目2-3 秋田県市町村会館 4階 TEL 018-883-1550 FAX 018-883-1551
保険者	大曲仙北広域市町村圏組合 介護保険事務所	大仙市高梨字田茂木10 大仙市役所 仙北庁舎内3階 0187-86-3910 FAX0187-86-3914
	横手市 市民福祉部まるごと福祉課	横手市中央町8-2 0182-35-2134 FAX 0182-32-9709
	上記以外は、各保険者	

12. 身体拘束の廃止について

原則としてご契約者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は身体拘束その他ご契約者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合は「介護老人保健施設なごみのさと身体拘束廃止に向けたガイドライン」に則り対応します。

13. 業務継続に向けた取組について

- (1) 感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14. ハラスメント対策について

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ・ 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ばれそうになった）行為
 - ・ 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ・ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議により、同時案件が発生しない為の再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。
また、定期的に話し合いの場を設け、ハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

15. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	なし
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

16. 個人情報の取り扱いについて

当法人の個人情報保護方針に基づき、契約書内の個人情報の利用目的(別紙1)のとおり実施いたします。

17. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を考慮して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

事業者 大仙市大曲船場町1丁目1番4号
社会福祉法人あけぼの会
なごみ訪問リハビリテーション

理事長 北條 康之 印

説明者 印

以上、なごみ訪問リハビリテーション(介護予防)を利用するにあたり、
重要事項説明書について説明を受け、内容に同意しましたので受領します。

令和 年 月 日

契約者住所

契約者 印

身元引受人 印